

第6章 その他統計・資料

(3)意匠制度

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 新の 規 性基 判 断準	10 存続期間		
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 人 の 格	現 の 地 必 理 要 人 性	審 査 制 度		起 算 日	期 （ 年 間）	
ア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	
	BH	バーレーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
	BN	ブルネイ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
	BT	ブータン	○	△	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	
	CN	中国	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	
	HK	香港	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	ID	インドネシア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	
	IL	イスラエル	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	出願	5延5ずつ2回	
	IN	インド	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
	IQ	イラク	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	
	IR	イラン	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15	
	JP	日本	○	○	○	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	20	
	KH	カンボジア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
	KR	韓国 (実体審査有/無制度併存)	○	○	G	○	○	◎	要	○ ×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	20	
	ジ ア	KW	クウェート	○	○	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用(出願前20年間)	出願	10延5
		LA	ラオス	○	×	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15
LB		レバノン	○	△	×	×	○	○	要(備)	×	国内公知公用	出願	5-25(最長25年)	
LK		スリランカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
MM		ミャンマー	×	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定						
MN		モンゴル	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	
MO		マカオ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
MV		モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定						
MY		マレーシア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
NP		ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回	
OM		オマーン	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ2回	
PH		フィリピン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
PK		パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延10ずつ2回	
QA		カタール	○	○	×	×	○	◎	要	-	-	-	5延5ずつ2回	
SA		サウジアラビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	
SG		シンガポール	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
SY		シリア	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
TH		タイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・内外国刊行物	出願	10	
TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	12		
VN	ベトナム	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		
YE	イエメン	○	△	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回		

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国	登	広	
起算日	期間	起算日	期間	際分	録表	域制	
公開	60日	○		×	×	-	
×		●(備)		-	-	-	(備)高等裁判所に提訴する。
(備1)		●(備2)		-	○	-	(備1)情報提供が行える。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。
×		●		○	×	-	
-		○		○	-	-	
×		○		○	×	-	
×		○		○	×	-	
公開	3月	○		-	×	-	
公開	3月	○		○	×	-	
×		○		○	○	-	
×		○		×	×	-	(備1)連合暫定施政当局(OPA)指令第81号 (備2)イラク独自の意匠分類(20類)
×		●		-	×	-	
公開	90日	○		○	○	-	
×		○		×	×	-	
×		●		○	-	-	
×		●(備)		○	×	-	(備)利害関係人又は審査官のみが請求できる。
登録	3月						
×		×		-	×	-	
×		○		○	×	-	
×		-		-	×	-	(備)レバノン又はシリアの代理人を選定できる。
公開	2月	○		-	-	-	
左記参照						-	
公開	3月	○		○	-	-	
×		●		-	×	-	
左記参照						-	
×		●		○	×	-	
公報	35日	○		-	-	-	
-		●		-	-	-	
×		○		○	×	-	(備)登録表示は義務ではないが、表示しなかった場合には、損害賠償係争時に不利益な扱いを受けることがある。
×		●		-	-	-	
-		-		-	-	-	
×		●		○	×	-	
×		○		○	×	-	
×		●		-	×	-	
公開	90日	●		○	×	-	
×		○		○	○	-	
×	(備1)	●(備2)		○	×	-	(備1)公告日から登録までの間、意見書を提出できる。 (備2)権利有効期間中
×		●		○	×	-	

第6章 その他統計・資料

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 新の 規 性 基 判 断準	10	
			ハ リ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 必 代 理 要 人 性	審 査 制 度		存続期間	
												起 算 日	期 （ 年 間）
ア メ リ カ	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	AR	アルゼンチン	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	BB	バルバドス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	BO	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	BR	ブラジル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5 ずつ3回
	BS	バハマ	○	△	×	×	○	◎	-	-	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	BZ	ベリーズ	○	○	H	×	○	◎	要	×(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	CA	カナダ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10
	CL	チリ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	CO	コロンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	CR	コスタリカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10
	CU	キューバ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5
	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	○(備)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	EC	エクアドル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	GD	グレナダ	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					
	GT	グアテマラ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5 延5 ずつ2回
	HN	ホンジュラス	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	出願	5 延5 ずつ2回
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	-	出願	5 延5 ずつ2回
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	◎	-	○	国内公知公用	登録	15
	KN	セントクリストファー・ネイビス	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	◎	要	×(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	MX	メキシコ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15
	NI	ニカラグア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
	PA	パナマ	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5
	PE	ペルー	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回
SR	スリナム	○	○	L、H	×	×	調査時点においては意匠法は未制定						
SV	エルサルバドル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回	
US	米国	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	14	
UY	ウルグアイ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	
VC	セントビンセント	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
-		●		○	-	-	
×		登録	5年	○	×	-	
×		●		-	×	-	
公開	30日	登録	5年	○	×	-	
×		登録	5年	○	×	-	
×		●		-	×	-	
-		●		○	-	-	(備)方式、意匠性を審査する。
×		●		×(備)	×	-	(備)50区分の独自の分類を使用している。
公開	45日	●		○	○	-	
公開	30日	○		○	×	-	
公開(備)	1月	○		-	×	-	(備)最初の公告(公開)
-		○		○	○	-	
-		○		○	×	-	(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。
-		●		○	-	-	
公開	30日	○		○	×	-	
左記参照							-
×(備)		○		○	×	-	(備)情報提供制度(公告から3月間)あり。
×		○		○	○	-	
公開	90日	○		○	×	-	
×		○		-	×	-	
×		○		×(備)	○	-	(備)16区分の独自の分類を使用している。
左記参照							-
×		●		○	-	-	(備)意匠成立性、不登録事由は審査される。
×		○		○	○	-	
×(備)		●		○	×	-	(備)情報提供制度あり。
公開	2月(備)	●		○	×	-	(備)異議申立は裁判所に提訴する。
公開	30日	○		○	×	-	
公開	60日	登録(備)	2年	○	×	-	
左記参照							-
-		○		-	×	-	
×		○		○	×	-	
×		×		○	○	-	
公開(備)	20日	○		○	×	-	(備)最後の公告(公開)
×		●		○	×	-	(備)意匠法は制定作業中。英国登録意匠の効力が自動的に及ぶ。
公開	30日	○		○	×	-	

第6章 その他統計・資料

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 必 代 理 要 人 性	審 査 制 度	新の 規 性 基 判 断 準	存続期間		
												起 算 日	期 （ 年 間）	
	AD	アンドラ	○	△	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定						
	AL	アルバニア	○	○	H, G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	AM	アルメニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	AT	オーストリア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	BE	ベルギー	○	○	H	○	○(備)	◎	-	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	BG	ブルガリア	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ3回	
	BY	ベラルーシ	○	△	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
	CH	スイス	○	○	H, G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	CY	キプロス	○	○	×	×	○	◎(備)	要	×	共同体内公知公用・共同体内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	CZ	チェコ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	DE	ドイツ	○	○	ALL	○	○	◎	要	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	DK	デンマーク	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	EE	エストニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	ES	スペイン	○	○	L, G	○	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ4回	
	FI	フィンランド	○	○	H	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
ヨーロッパ	FR	フランス	○	○	ALL	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	GB	英国	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	GE	ジョージア	○	○	H, G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	GR	ギリシャ	○	○	H	○	○	◎	要	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	HR	クロアチア	○	○	H, G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	HU	ハンガリー	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	IE	アイルランド	○	○	×	○	○	◎	要	○	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	IS	アイスランド	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	IT	イタリア	○	○	H	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	KG	キルギス	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
	KZ	カザフスタン	○	△	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	ALL	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	LT	リトアニア	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	LU	ルクセンブルグ	○	○	H	×	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内公知公用	出願	5延5ずつ4回	
	LV	ラトビア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ4回	
	MC	モナコ	○	×	H, G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延10ずつ4回	
	MD	モルドバ	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	ME	モンテネグロ	○	×	H	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	
	MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	MT	マルタ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
NL	オランダ	○	○	H, L	○	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内公知公用	出願	5延5ずつ4回		
NO	ノルウェー	○	○	G	○	○	◎	要	○	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回		

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国	登	広	
起算日	期間	起算日	期間	際分類	録表示	域制度	
左記参照							-
公開	3月	●		○	-	-	
x		○		○	x	-	
x		○		○	x	OHIM	
公開/公報	6月	○		○	x	-	
公報	3月	○		○	-	-	
x		●		○	x	OHIM	(備)ベネルクス統一意匠法
公開	2月	○		○	x	OHIM	
x		●(備)		○	x	-	(備)権利有効期間中
x		○		○	x	-	
x		○		○	-	OHIM	(備)キプロス及びECメンバー国内に居住を有する自然人及びそこで活動する法人のみが対象。
x		○		○	x	OHIM	
x		○		○	x	OHIM	
x		●		○	x	OHIM	
x		○		○	x	OHIM	
公報	2月	○		○	x	OHIM	
公開	2月	○		-	x	OHIM	
x		●		○	x	OHIM	
x		○		○	○	OHIM	
公報	3月	●		-	-	-	
-		○		○	-	OHIM	
x		○		○	-	(備)	(備)EU加盟候補国
x(備)		○		○	x	OHIM	(備)異議申立制度はないが、何人も公開に対して情報提供を行える。
x		○		○	○	OHIM	
x		○		○	x	-	
x		●		○	x	OHIM	
登録	(備)	-		○	x	-	(備)権利有効期間中
登録	(備)	○		○	-	-	(備)権利有効期間中
x		○		-	x	-	
公報	3月	○		○	x	OHIM	
-		○		-	x	OHIM	(備)ベネルクス統一意匠法
公報	3月	●		○	x	OHIM	
x		●		○	x	-	
公開	3月	●		○	x	-	
x		○		○	x	-	
公報	90日	○		○	x	(備)	(備)EU加盟候補国
x		○		○	○	OHIM	
-		○		○	x	OHIM	(備)ベネルクス統一意匠法
(備)		○		○	x	-	(備)権利有効期間中。

第6章 その他統計・資料

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			バ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 人 の 格	現 の 地 必 代 理 人 性	審 査 制 度	新の 規 性 基 判 断 準	存続期間	
												起 算 日	期 （ 年 間 ）
ヨーロッパ	PL	ポーランド	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	PT	ポルトガル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	RO	ルーマニア	○	○	H、G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ3回
	RS	セルビア	○	△	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25
	RU	ロシア	○	○ (備)	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15延10
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	SI	スロベニア	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	SK	スロバキア	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	SM	サンマリノ	○	×	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	TJ	タジキスタン	○	○ (備)	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5
	TM	トルクメニスタン	○	×	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15
	TR	トルコ	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	UA	ウクライナ	○	○	H、G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5
UZ	ウズベキスタン	○	△	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
VA	バチカン	○	△	×	×	イタリア意匠法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する							
アフリカ	AO	アンゴラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
アジア	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)
	BJ	ベナン	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BW	ボツワナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用	出願	5延5ずつ2回
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CI	コートジボアール	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CM	カメルーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	DZ	アルジェリア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	EG	エジプト	○	○	L、G	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5
	ET	エチオピア	×	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	GA	ガボン	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	GH	ガーナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	GM	ガンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	GN	ギニア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
KE	ケニア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国	登	広	
起算日	期間	起算日	期間	際分類	録表示	域制度	
公報	6月	○		○	×	OHIM	
公開	2月	●		○	×	OHIM	
公開	2月	○		○	×	OHIM	
×		○		○	×	-	
×		○		○	×	-	(備)2012.8.22に効力発生
公報	2月	○		○	×	OHIM	
×		○		○	×	OHIM	
-		○		○	×	OHIM	
×		○		○	×	-	
-		○		○	×	-	(備)2013.3.21に効力発生
×		○		○	-	-	
公報	6月	●(備1)		○	×	(備2)	(備1)意匠登録の存続期間中及び消滅後5年以内。 (備2)EU加盟候補国
×		●		○	×	-	
×		○		○	-	-	
左記参照							-
×		●		-	×	-	
-		●		○	×	OAPI	
-		○		-	-	-	(備)1・3・5年又は期間無制限から選択可。 1・3・5年を選択した場合は延長も可。
-		●		○	×	OAPI	
×		●		○	×	ARIPO	
-		●		○	×		
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	-		
×		×		○	×		
公開	60日	○		○	×		
×		●		○	×		
-		●		○	×	OAPI	
公報	-	●		○	-	ARIPO	
×		●		-	-	ARIPO	
-		●		○	×	OAPI	
×		●		○	×	OAPI	
×		●		○	×	OAPI	
公報	60日	●		○	×	ARIPO	

第6章 その他統計・資料

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 新の 規 性 基 判 断 準	10 存続期間	
			ハ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 必 代 理 要 人 性	審 査 制 度		起 算 日	期 （ 年 間 ）
ア フリ カ	KM	コモロ	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LR	リベリア	○	△	×	×	×	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LS	レソト	○	○	×	×	×	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LY	リビア	○	△	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用	出願	5延5ずつ2回
	MA	モロッコ	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MG	マダガスカル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	ML	マリ	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MW	マラウイ	○	○	×	○	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MZ	モザンビーク	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ最大25年
	NA	ナミビア	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	NE	ニジェール	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	カ リ ブ ニア	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願
RW		ルワンダ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
SC		セーシェル	○	△	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					
SD		スーダン	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
SL		シエラレオネ	○	○	G	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					
SN		セネガル	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
ST		サントメ・プリンシペ	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
SZ		スワジランド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
TD		チャド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
TG		トーゴ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
オ セ ア ニア	TN	チュニジア	○	○	L	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ) (旧ザンジバル)	○	○	×	×	×	英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する					
	UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する					
	ZA	南アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	(備1)	10又は15(備2)
	ZM	ザンビア	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	登録	5延5ずつ2回
	ZW	ジンバブエ	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	10延5
	AU	オーストラリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					
オ セ ア ニア	NZ	ニュージーランド	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5延5ずつ2回
	PG	バブアニューギニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国	登	広	
起算日	期間	起算日	期間	際分類	録表示	域制度	
-		●		○	×	OAPI(備)	(備) 2013.5.25に効力が発生。
×		●		○	-	ARIPO	
×		●		-	-	ARIPO	
-		○		-	×		
×		●		○	×		
×		●		○	-		
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	×	OAPI	
-		●		-	×		
-		○		○	×	ARIPO	
公開	60日	●		-	-	ARIPO	
×		●		○	○	ARIPO	
-		●		○	×	OAPI	
×		○		-	×		
×		●		○	×	ARIPO	
左記参照							
-		○		-	×	ARIPO	
左記参照							ARIPO
-		●		○	×	OAPI	
公報	3月	●		×	×		
×		○		-	×	ARIPO	
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	×	OAPI	
×		●		-	×		(備) 5・10・15年より選択。5・10年を選択した場合は、最長15年まで更新可。
左記参照							ARIPO
×		●		○	×		
左記参照							ARIPO
×		○		○	×		(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。 (備2)美的意匠は15年、機能的意匠は10年。
×		○		-	×	ARIPO	
公開	2月	○		×(備)	×	ARIPO	(備)意匠分類はない。
-		○		○	○	-	
左記参照							-
×		○		○	×	-	
-		●		○	×	-	
左記参照							-
×		●		-	×	-	

第6章 その他統計・資料

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 必 代 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	存続期間	
												起 算 日	期 （ 年 間 ）
国際 機関	AP	アフリカ地域工業所有権機関(ARIPO)	×	×	×	×	○	◎	要	×	(備1)	出願	10
	EM	欧州共同体商標意匠庁(OHIM)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	OA	アフリカ知的財産権機関(OAPI)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回

資料：特許庁「平成26年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

注：

- 1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
 - 2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
 - 3 意匠の国際寄託に関するヘーグ協定の項中、「L」は"London Act"、「H」は"Hague Act"、「G」は"Geneva Act"及び"ALL"はこれらの3つのアクトに加入していることを示す。
 - 4 意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。
 - 5 意匠法の項中、「○」は意匠法を有することを、「×」は意匠法を有していないことを示す。
 - 6 出願人の資格の項中、「◎」は創作者又は承継人が出願できることを、「○」は創作者又はその相続人のみが出願できることを示す。
 - 7 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。
 - 8 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
 - 9 新規性判断の基準の項は、当該国における判断の基準が「内外国公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・国内刊行物」の何れであるかを示す。
 - 10 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は登録日を、公報は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また期間の項は権利の存続期間(年単位)を示し、「延」は「延長制度を有する場合」を示す。
 - 11 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
 - 12 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判を請求できる期間の起算日を示し、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
 - 13 国際分類の項中、「○」はロカルノ協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は国際分類を採用していない場合を示す。
 - 14 登録表示の項中、「○」は登録表示が義務とされていることを、「×」は登録表示が義務でないことを示す。
 - 15 OHIMの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
 - 16 ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
 - 17 OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧サンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。
上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問合せ先: 国際協力課

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国際 分類 類	登 録 表 示	広 域 制 度	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
(備)		●		○	(備)		(備)各指定国の国内法に任されている。
×		●(備)		○	×		(備)無効は共同体意匠裁判所に提訴することもできる。
×		●		○	×		